

第 320 回 I L O 理事会について

【会期・場所】平成 26 年 3 月 13 日（木）～3 月 27 日（木）スイス・ジュネーブ

【主な出席者】政府側：伊澤総括審議官（I L O 理事）ほか

労働者側：桜田連合国際顧問（I L O 理事）

使用者側：松井経団連国際協力本部副本部長（I L O 理事）

【主な議題】

1 人事管理の見直し

I L O 職員には、英語、仏語または西語のうち 2 カ国語を自在に使えることを採用の条件とする旨の慣行があるため、当該 3 カ国語以外の言語を母国語とする地域の出身者については、採用時に 1 カ国語のみ習得していれば差し支えない旨の職員規則附則の規定を本則に上げ、当該慣行についても改める旨の提案について議論された。

我が方含むアジア太平洋地域グループ及びアフリカグループは提案を支持したが、仏・スイス・スペイン等からは、言語の多様性を損なうとして反対意見が表明された。

当初、労使は事務局案を支持していたが、反対意見を考慮し慎重な姿勢に転じた。その結果、規則改正は行われなかった。

2 総会の期間短縮

2015 年の総会を 2 週間に短縮して試行実施する案について議論が行われた。政労使からは概ね賛成の意向が示され、詳細な日程を 11 月理事会で示すよう事務局に求めることが決定された。

3 第 105 回（2016 年）以降の I L O 総会議題

2016 年の 3 つの総会議題のうち最後の 1 つとして、「1944 年の雇用（戦争から平和への移行）に関する第 71 号勧告の改正」が採択された。これは、第二次大戦からの復興を目的とした同勧告について、戦争のみならず自然災害にも対応するものとするべく改正について議論するものである。

4 フィジーでの政府による労働組合弾圧への対応

フィジー政府による労働組合弾圧に関し、I L O の調査団が 2012 年 9 月に同国における調査を拒まれ、以降の理事会において、フィジー政府に対し調査団の受入れを求めてきたところ。

今般、理事会はフィジー政府に対し調査団受入れを求めるとともに、仮に調査団が実現しない場合、11 月理事会において本件を審査する委員会を設置する旨を決定した。

5 監視機構の在り方

条約勧告適用専門家委員会の権限や総会基準適用委員会といった監視機構の今後の在り方について議論され、① I L O 条約の解釈に疑義が生じた場合の解決策について、コスト等を含め検討した資料を用意すること、② 11 月の理事会に検討スケジュールを示すこと、③ 非公式協議を継続すること等が事務局長に求められた。